

——「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします——

ホミック通信

Vol. 14

菜種梅雨号

2010.3

発行/〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集/ 梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

間違いなく日差しは明るくなって来ましたが、春の装いでは身を縮めてしまうこの季節。
眼に入る光量が増えるためにウキウキした気分になると昔聞いたことがあるのですが・・・
この度確認しようと試みましたが、
ネット上に裏づけとなる記述は見つけれませんでした。
でもちょっとこの説、気に入っているのです。

昨夏熱狂的に迎えられた新政権でしたが、何だか雲行きが怪しそうです。
こちらはなかなか春本番とは行かないのでしょうか？
リーダーシップや組織運営、人としての潔さや迫力といったことを、
我が身に照らして考えてみたりします。

■ ナンプレ中毒

昨年春から始めてちょうど1年になる「ナンバープレイス」
略してナンプレ。中毒になってしまい、お風呂の中でも問題
と格闘する始末です。

数独とも呼ばれるようで、新聞にもよく掲載されているの
でご存知かと思います。書店には問題集がたくさん並んで
いて、ネタには困りません。難易度が高いものをクリアすると
とても爽快な気分になります。

問題に取り組んでいる時は脳の血流が良くなっているはず、
と自らのほまりぶりを容認していますが、ただの時間の無駄
遣いでしょうか？

			8	3			
		5	7	4	9		
	6						8
6	5					1	2
2	3						6 9
	1						3
		8	3		9	7	
			5		8		

Level 6
Hard

■ 改正貸金業法の総量規制

「多重債務問題の解決と安心して利用できる貸金市場の構築」を目的として貸金業法が改正され段階的に施行されていますが、その仕上げとなるのがこの6月に施行される「総量規制」です。

総量規制とは、「個人としての借入総額」が年収の3分の1に制限される仕組みのことです。

ポイントは次の通りです。

- 個人向け貸付に限られ、個人が事業用資金として借り入れる場合には、原則として総量規制の対象にはなりません。
- ①その会社の貸付残高が50万円を超える場合、または②他の貸金業者を含めた総貸付残高が100万円を超える場合には、源泉徴収票などで年収の資料を提供しなくてはならなくなりました。
- 貸金業者の調査の結果、年収の3分の1を超える貸付はできなくなりました。
- 不動産購入のための貸付などは総量規制から除外されますし、緊急の医療費の貸付などは貸付残高に算入はしませんが例外的に貸付できる場合があります。

詳細については、金融庁や日本貸金業協会のホームページでご確認ください。

こうした立法が果たして多重債務問題解決の一助になるのか、効果の程はどうなのでしょう？ 浪費傾向にある人には歯止めとなっていいかもしれませんが、絶対的に生活資金が不足している場合には、結局早いところ景気回復してもらわなければ解決にはならないように思われます。

北 浜 ラ ン チ 事 情

昨年夏、晴れて竣工した「淀屋橋スクエア」（北浜駅の方が近いのになぜか淀屋橋）の1階に堂々オープンした「KEN WEST」。同じく三休橋筋を少し下ったところで以前からベルギービールのバーと営業されていたのですが、移転して来られたのでしょうか？ 10年程前は週に一度ペースで通ってました。創作料理中心でお腹が満たされつつベルギービールが美味しく飲めたので。

で、先日新店舗のランチにトライしてみたのですが、お洒落なヨーロッパ調外観とはうらはらに「天ぷら弁当」♪ 路上にあった黒板メニューを見て、他所の店の看板かと思ってしまいました。海老・アスパラの豚肉巻・かぼちゃ・レンコンなどなど8種あったでしょうか？ 熱々のが出てきて美味しかったあ。付け合せは貝柱のマリネだったでしょうか？ 800円はお値打ちです。（つづく）

司法書士の仕事

- 不動産登記
- 商業・法人登記
- 裁判
- 成年後見
- 相続・売買・贈与など
- 設立・役員変更など
- 訴訟・調停・和解・破産など
- 任意後見契約・遺言・死後事務など